

ナンバーの交付を受けていない —— トラクター等の農耕用車両をお持ちでないですか？ ——

1 軽自動車税が課税されます

乗用装置のある、トラクター・コンバイン等の「農耕用の小型特殊自動車」は、軽自動車税が課税されます（所有者には所有していることを申告する義務があります）。ただし、乗用装置のない手押し式の田植機等には、軽自動車税は課税されません。



ナンバープレートの交付を受けていない
トラクターなど農耕用作業車両をお持ちの場合



ナンバープレートの交付を受けてください

注意!

軽自動車税は、所有していることで課税されます。公道を走らなくても、また、すでに使っていなくても（廃車の手続きをしていない場合）課税されますので注意してください。

2 支払った軽自動車税は農業経費になります

支払った軽自動車税（農耕用作業車両の場合、1年間で1台につき1,600円）は、全額、農業の必要経費となります。申告の際、その分を農業収入から引いて所得を計算できます。また、購入価格は、一定期間は減価償却費として経費に計上することが可能です（この場合、領収書等の証明が必要です）。

3 ナンバープレートの交付手続

交付の対象となる『農耕用小型特殊自動車』とは …。

農耕用トラクター、農業用薬剤散布車、刈取り脱穀作業車（コンバイン）、田植機等で、乗用装置（運転席）があるもの。

ナンバープレートは、税務課又はお近くの総合支所・出張所で交付を受けてください。なお、軽自動車税は、4月1日の所有者に対してその年度分が課税されます。

ナンバープレート交付手続に必要なもの

1. 所有者の印鑑
2. 届出者の印鑑（所有者と同じ場合は1のみで可）
3. メーカー名（クボタ、ヤンマー等）と種別（トラクター、コンバイン等）を申告してください。

〔手続き・お問い合わせ〕

税務課

22-3116

大正総合支所

町民生活課

27-0112

十和総合支所 町民生活課

28-5112

興津出張所

25-0001

